チーペスト銘柄等の国債補完供給にかかる減額措置の取り扱いについて

日本銀行では昨年 10 月に、本行の保有比率が極めて高い銘柄がチーペスト銘柄になることを踏まえ、「チーペスト銘柄等¹にかかる国債補完供給の要件緩和措置」を当面継続する方針を示すとともに、チーペスト銘柄等の国債補完供給にかかる減額措置の願い出について、日本銀行が国債市場の流動性改善に資すると判断した場合には、原則として当該願い出を承諾する方針を明確にしました²。

その後、日本銀行では、国債補完供給の利用先からの要望に応じ、10年366回債等の国債補完供給にかかる減額措置を複数回実施してきたところです。こうした中、これらの銘柄の市中保有額³は幾分増加しており、チーペスト銘柄等の需給は、ひと頃に比べると幾分緩和しているとみられます。

同時に、本措置の利用が進むもとで、日本銀行が、減額措置の願い出に対し、「流動性改善に資する」と判断する際の考え方について、照会も頂くところです。この点、日本銀行としては、本措置が、債券先物の受渡決済における現物の受渡しにかかる懸念を和らげる趣旨で講じられたものであることに鑑み、チーペスト銘柄等の減額措置が国債市場の流動性改善に資するかどうかについては、当該銘柄の市中保有額の水準を判断の基本に据える方針です。具体的には、過去の債券先物の取引最終日時点の先物建玉残高の水準を参考として、1銘柄当たりの市中保有額が1.2 兆円程度の水準を回復するまでは、減額措置の願い出を原則として承諾することとします。

そのうえで、国債市場の流動性の改善度合いは、市中保有額の多寡に加えて、 その時々の市場の状況にも影響を受けることから、日本銀行としては、今後とも、 チーペスト銘柄等の現物・レポ市場における売買・貸借取引の状況等を丁寧に確 認し、所要の措置を講じていくこととします。

以上

<照会先>

日本銀行金融市場局市場調節課 (03-3277-1234、03-3277-1284)

¹長期国債先物取引の直近2限月におけるチーペスト銘柄およびセカンド・チーペスト銘柄。

 $^{^2}$ 詳細は、「チーペスト銘柄等にかかる国債補完供給の要件緩和措置の継続について」(2024年 10月 16日)をご参照ください。

³ 市中保有額は、当該銘柄の発行残高から日本銀行の保有残高を控除したもの。